

第 9 回議会基本条例案検討委員会会議録

日 時 平成 28 年 12 月 5 日 (月) 開会時間 午前 10 時 3 分
閉会時間 午前 11 時 27 分

場 所 委員会室棟 第 1 委員会室

委員出席者 委員長 前島 茂松
副委員長 上田 仁
委 員 渡辺 英機 河西 敏郎 塩澤 浩 永井 学
杉山 肇 早川 浩 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 なし

議 題 一 議会基本条例 条文について
二 県民との意見聴取会と今後の日程について

会議の概要 議会基本条例 条文について委員長案を一部修正し、議会改革検討協議会への提出及び意見聴取会参加者へ提示する件は、委員長に委任された。
意見聴取会の開催方法と今後の日程について、委員長案のとおり了承された。
次回、意見聴取会を 1 月 10 日に開催することとし、閉会した。

質疑、討論

(前文に対する意見)

早川委員 だいぶ変わってきて、改革とか入ってきたと思うんですけど、この週末、先週から、私も、この議会基本条例が開かれたということで、地元に戻ったり、今度はほかの地域で意見交換を、住民の人達と、あくまでもこれ私たちの基本条例だけど、住民の人達と意見交換をさせていただきました。そのなかで、これはここまできちんとなってきたので、やはり、住民の意見として聞いてもらいたいですね。やはり、反省する言葉が、前文にはふさわしくないという考えもあると思うんですが、二つあります。入れたほうがいいんじゃないかという意見は、反省は流会が全てではないけれども、流会ということがあって、この議会基本条例が少し前に進んだということの事実があるんで、また流会という部分は、本当に、あってはならないので、恒久的に忘れちゃいけないという意味で、反省を入れたほうがいいんじゃないかという意見がありました。それともう一つ、翻って言えば、その反省という意味も、そういう後ろ向きの意味でなくて、常に、これも繰り返しになりますが、自問自答して、自己改革をしていくという、ほかの県の条文を見ても、反省らしきことは書いてあるので、それはそんなに、入れることにアレルギーを感じるほどではないかという県民の意見もありましたので、そういうふ

うな意見を一つ言わせていただいて、あとは、いいと思います。

小越委員

私は、前よりも後退していると思います。一つは、先ほど早川議員からもお話がありましたけれど、この間、この委員会で再三話をしております、反省の文言、入っておりません。で、私は、より県民の皆さんに、県議会がなぜこの議会基本条例を今作るのか、今の県民の皆さんに伝えるためにも、流会という文言や、県民からの厳しい指摘をしっかりと受け止めて、流会や平成 28 年 2 月議会という言葉は私は入れるべきだと思います。ただそこまで書くのが、と言うのであれば、少なくとも、反省に立ちという言葉がないと、県民の皆さんに申し開きが立たないと思います。マスコミの報道でも、流会を受けての議会基本条例制定委員会は、っていうように必ず書かれております。私はこの反省という言葉がない限り、この前文では、県民の皆さん、とても理解や十分応えていないと思います。もう一点、この、今回出されたところに、大きく後退しているのは、しかしその一方で、皆さんに今回も資料配られていないんですよ。今回も配られていない。あれだけ言われながら。そしてここに、県民の理解や期待に十分応えていないのではないかとの厳しい指摘もあることを踏まえ、とありますけど、以前は、その一方で、県民の期待に十分に答えられていない、というふうになったんですよ。県民の、ここに、理解という言葉が入りました。これでいきますと、まるで県民が、議会のことをわかっていないんじゃないかというふうに、逆に上から目線のような気がいたします。それと、次の文章です。現状を真摯に受け止め、議会の果たすべき役割を明確にするとともに、より開かれた議会活動の推進とたゆみない改革というふうに書いてあるんですけど、以前は、現状を真摯に受け止め、議会の果たすべき役割を明確にするとともに、ここです、県民に開かれた議会活動を推進するためにと書いてあるんです。今回は、県民に開かれた、という文章がないんです。より開かれた議会活動の推進とたゆみない改革への決意を広く県民に示すため、ということで、県民に開かれたという文書がここに一個もないんです。前文のところに、前は、議会基本条例たたき案では、本議会はこれまで県民に開かれた地方自治の実現を目指し、とあったんですけど、今回は県民に開かれた地方自治というのがないんですよ。これまで県民生活の向上と地方自治の実現を目指し、と変わってしまっているんです。県民に開かれた、という文章が、この前文に一個も出てこないんです。これでは、また、県民の理解や期待に十分答えられていないことをみずから言っていることであり、私は反省という言葉がない、流会という言葉も本当は入れるべきだと思いますけども、過去の反省に立ったという言葉がないし、今回は大きく県民に開かれたということが一個もないということは、まずまず後退しているし、これでは議会基本条例の魂が入っていないと思うので、この前文では私は納得いきません。

山田委員

私も小越委員の発言のとおりです。この、より開かれた、というところに、県民、という言葉が入っていないというのが、ちょっと疑問に思うのではないかなと思いますし、この、しかしその一方で県民の理解や期待に十分答えられていないのではないかとの厳しい指摘、この、厳しい、という言葉が入ったというのは、いいことじゃないのかなと思うんですけども、その前の文章がなぜか疑問型になってしまったと。前の文章は、答えられていない、とちゃんとしっかりとやっているにもかかわらず、今回、厳しいという言葉が入ったにもかかわらず、その前が疑問型になってしまっているというのが、ちょっと私には理解できないところであります。

上田副委員長

同じようなあれですけども、この、のではないかと、という言葉になったりしたとかですね、県民の、ってのを取られたその趣旨ってのは、どういう理由なのか

ちょっと説明してもらえば、また議論が前に進むと思うんですけど。

前島委員長　　まず、県民、という字が消えているじゃないかというんですが、これは、前文の文章化をしていく流れの中で、県民という字は、この中に3箇所くらい入っております。で、あまり密度の高い、県民という表現は、適当ではないかな、文章上。そういう、別に理由は何もありません。そういうことで、文章を整然としていく上で、その調整をさせていただきました。で、あの、我々がつくる基本条例は、我々みずからが県民にその宣言をし、訴えていくというものがわれわれの自律によって基本条例はつくるものだっていう精神を貫いていくということも一つ御理解をいただきたいと思う。で、県民がつくる条例は住民条例で、我々は県議会としての自律、みずから改革をしていく、みずから条文をつくるっていう姿勢で前文は貫いていきたいと、そして、いろいろな反省とかいろいろなこの表現がありますが、この取り組みは、過去から続いてきたワーキングチーム、グループなどを重ねてきたものの中で、つくっていったもので、一つの事象を表現するってよりも、全体的な、総括的な前文というのは、表現を尊重して書いていったほうがいいんじゃないか、それが不易、変わらざる文章として長く活用できるのではないかと。そういう考え方です。

早川委員　　疑問形。

前島委員長　　それでは、そのことについてほかに御意見がございましたら・・・。

上田副委員長　　もう一つ。十分に応えていないのではないかと、ここがこう変わった、そこをもうちょっとお聞きしたい。

前島委員長　　これは県民世論。県民世論というものを受けて、それを背景に文章をしているわけですね。県民の立場からすると、県民の側に向かって我々も、十分理解が得られるような手続きもしていなかったのではないかとということと、県民のほうではその期待に応えて十分でないのではないかと、そういう県民世論というものを我々は直視をして、そこでそういう応えていないのではないかと指摘という方向に文言を文章化して、それを踏まえて、我々のほうの、政策条例やそういう政策提言をしてきた、そのことをやっぱり県民に知らせていく努力が足りなかったんじゃないか。これが理解。そして今ひとつは、期待は、県民の側で指摘している、そういうものをミックスさせていただいて、応えていないのではないかと、そういう厳しい、そこにいずれも厳しい、そういう指摘があると、いう世論を尊重して書いたものだと、こう御理解いただきたい。

上田副委員長　　言葉としてはちょっとアレだったんですけど、だからなぜ変わったのか。これが前の言葉からなぜこれが変わってしまったのか、ということがよくわからないんですけども、申し訳ないですが。それからもう一つ_____をすると、県民に開かれた議会活動って、入れてもいいんじゃないですか。そんなに変なんでしょうか。やはり、県民に開かれた、ということをもみんな議論してきたと思いますので、そこは、より県民に開かれた、ということを入れたほうがいいんじゃないかと思っておりますけども。その二つです。

前島委員長　　前文ですから、これだけの文章に収縮していますので、条文の中にたくさん、上田さんが御指摘の、開かれた、というのはたくさん入って、条文をずっと読んでいってみると、全部入っているんで、そこで十分賄っていける内容だと思います。前文はだいたいこういう、つかみで書いていったほうがいいのではないかと

いう考え方で、重ねて恐縮ですが、そんな感じです。

上田副委員長 もう一つ。疑問型になったというのを。今までは、十分に応えられていないとの指摘もあることから、が、十分に応えられていないのではないかと、というふうに疑問形みたいな形になったんですけども、ここはあえてこうする必要があるのであるかどうかということです。そこを聞きたいということです。

前島委員長 それは、上田さんのお気持ちと私の考え方は同じ原点なんです。これは県民が見ても十分に応えていないのではないかと、で、いないこと、そして、我々にも理解を示す努力が足りなかったということをおわせて、厳しいというところですね、受け止めて、指摘を踏まえて、それに向かって我々は受け止めて、真摯に取り組んで、明確にして、そして、議会活動の推進を図って、たゆみない、いわゆる、たゆみないって言葉は、ゆるまないって意味ですね、ゆるまないっていう、だからゆるまない改革に、もう常に改革に向かって、われわれは決意を県民に示すんだと、こういう文章に工夫させていただいたと、こういう理由で御理解をいただければと思います。

山田委員 この2月、3月の流会ということに関して、前文にこの流会という言葉を書き載せているってのはいかがなものかなと私も思っておりますけれども、この流会というのは間違いなく県民に、県議会の不信感を抱かせた、ここはもう、十分に応えていないのではないかと、なんていう疑問型にしている場合じゃないと私は思うんです。しっかりと、十分に応えていない、と私たちがはっきり断言して、その厳しい指摘ということに繋げていかないと、まだあなたたちはそんなこと言っているの、というような話になってしまいますので、ここは私たちも厳しくここは、真摯に受け止めなくてははいけなかなと思っております。

小越委員 やはり、私は、県民に開かれた議会というのが今回の議会基本条例の皆さんの一番のコンセプトだったと思うんです。で、前文にその言葉が入っていないということは、この議会基本条例のあり方そのものを、県民に開かれた議会ではなく、議員が決意すればいいだけになりますと、だったら、議員が決意するのであれば、なおさらのこと、反省してってことを入れないと、つじつまが合わなくなるんですよ。議会が反省している、だから皆さんにじゃなくて、その県民に開かれた言葉もなく、反省もなくといいますと、この議会基本条例そのものが、今まで論議してきた、私たちのこの決意も緩んでしまいますし、今までの経過も何もなく、何となく骨抜きで、ありきたりの議会基本条例になってしまうと思います。で、委員長はその後に県民に開かれたっていっぱい書いてありますけど、今回も資料が提示されておられませんし、必要に応じて議会が改革をするって、そういうふうに、必要に応じてっていうふうに、条文に最後に出てくるんです。この前文を貫く精神が、やはり大事だと思うんで、私は県民に開かれた議会という言葉を入れるべきであるし、この、理解と期待に応えられていないのではないかとというのは、非常に県民に対し、議会が上から目線っていう気がするんです。県民の皆さんに真摯に応えて、反省をしていると、十分に応えていなかった、それから反省をしている、過去の反省に立ち、っていうくらい書かないと、私はこの議会基本条例の魂が入ってこないと思いますので、前文にはぜひともそのことを、この間の、県民に開かれた議会をどうつくるんだってことを、ぜひ入れていただかないと、議会が決意したのであれば、なおさらじゃあ反省という言葉を入れるべきだと思います。そうしないとやはり県民納得しないと思いますよ。

前島委員長 では、全員の意見をいただきたいと思います。

早川委員　　ですから、県民に、というところが、皆さん、県民により開かれた、という思いは一緒だと思うんですけど、文章的に、であれば、ほかのところの県民を削って、県民により開かれた、というほうが重要じゃないかということ、精神として入れたいというのが一つ。ですから、県民により開かれた、というほうが重要じゃないかというのが一つ。それともう一つは、反省という言葉を入れないということが、この前文として恒久的ではないという意味合いですけど、私は、県民が理解や十分に応えてないかと、そこで違うようにするよりも、県民の理解もあるし、十分に応えてきた部分もあるわけですから、そういうことも全部ひくくめて、いい意味で反省していけば、反省というのは、流会にこだわって、流会を反省というふうに逃げなくてもいいと思うんですけど。恒久的な意味合いでの反省という意味でもいいと思うんです。

前島委員長　　前文についての御意見を一言。

渡辺委員　　個々の御意見は痛いほどわかるんです。同じ議員ですから。ただ、文言の中に、反省も含まれているような気もいたします。それと、より開かれた議会活動の推進とたゆみない改革への決意を広く県民に示すため、というこの一行に、委員長の万感の思いがこもっている、そんな思いもあります。で、ここにはいろんな表現の仕方を言われておりますけども、議会としては、私はこれで、まず全協にかけてまいっていいのかなと思います。

河西委員　　委員長が、委員の皆さんの多様な意見を、色々、何回も何回も、かなり検討していただいたようでありがとうございます。さすがに、その他の先生も言われたように、そういうことを踏まえた中で、前文、委員長の案でいいんじゃないかと思えます。

塩澤委員　　この新しい、下から 2 行目ですの、このより開かれた議会活動の推進と、というところの最後のところに、広く県民に示す、というふうにうたっていますので、県民に対しては、これを私たちは決意を示す、って部分に関しては、まあ、基本条例の理念とすれば、十分に伝わる、というふうには私は以前からも話しています。この部分が加わったってことでもって、反省っていう部分も、かなりこれ、入ってくるんじゃないかなっていうふうに思いますので、ここで一旦全協にかけるべきだというふうに思います。

永井委員　　今、反省とかという部分と、疑問型になっているということ、県民が入っていないと、その 3 点だと思うんですけど、反省という言葉自体は、たぶん、この委員長の前文にも集約をされている部分でありますので、私もそれでいいのではないかと思います。で、一つ、十分に伝えられていないのではないかと、という疑問形と、いないというこの部分は、私も、疑問形にする必要はないので、前回の、いない、という表現のほうがいいと思います。で、県民により開かれた議会活動の推進の県民が入っていないということなんですけど、その後、塩澤委員も言いました、広く県民に示すためという言葉が入っていますので、その部分、広くということがむしろ追加を、こっこの前の部分でされていますから、私はこのままでいいと思います。このままで全協にかけたほうがいいと思います。

杉山委員　　今までこの検討委員会を何回も重ねてきたわけで、いろんな意見が出ました。そういう意見を委員長案としてうまく、それぞれの意見がある中で、取り入れるところは取り入れて、まとめた案だというふうに評価はしています。その上で、

意見も出ましたけれども、反省という言葉が出ておりましたけれども、こういう動きも反省の一つの姿勢だし、文章の中にも、厳しい指摘もあることを踏まえ、現状を真摯に受け止め、これが最大限の反省をしている言葉だと思います。で、十分に応えていないのではないかという疑問型になっているということなんですが、基本的に県民の理解や期待にということにかかっているわけで、第三者の立場の意識なわけですよ。そうすると文章的にこうせざるを得なくて、それを受けて、厳しい指摘もあることを踏まえ、現状を真摯に受け止め、って繋がっていくんだらうと理解をしています。それからもう一つ、より開かれたというところなんですが、より開かれた、の、より、には当然県民も入っていますし、県民以外のところも当然入ることだというふうに思いますけど、文章的に言うと、この、より開かれた議会活動の推進、というところと、もう一つ、たゆみない改革への決意、二つに対して広く県民に示すためってことになるわけです。だから、文章的に言うと、そのより開かれた、に県民を入れてしまうと、最後の二つの決意を県民に示すという、そこの県民にまた重なってしまう、ということもあって、やっぱりこの文章的に言うと、この開かれた議会活動の推進っていうところと、たゆみない改革への決意、この二つを最後に広く県民に示すため、ってことになっているんで、当然ながら文章的にはこれでもう十分だと思いますし、そういう意味では委員長案ですね、うまく、それぞれの今までの議論を踏まえて、まとめた案だというふうに評価します。

前島委員長　それぞれ意見をいただきました、それぞれのまた委員の主張や御意見は尊重したいと思います。まあ、いずれ改革協、それから全体協が開かれますので、皆さんの御意見を添付することをお約束しておりますので、その辺のこういう意見がありました、こういう意見があったということ、添付させていただいて、あまり、皆さん方の意見が通っていないという誤解をいただかないようにしてまいる所存でございますので、一応、今意見をいただきましたところの前文は、一応これで上げたらどうだというような御意見でございますので、まとめさせていただこうと思っております。

上田副委員長　厳しい指摘もあることを踏まえ、それが何なのかといたら、十分に応えていないのではないかと、厳しい指摘じゃないですよ、こんなのね。というふうに読めませんか。厳しい指摘じゃないじゃないですか。十分に応えていないのではないかと、もうちょっと、厳しい指摘とこれがマッチしてないんじゃないかと思うんです、言葉の繋がりとしても。応えていないのではないかと、との厳しい指摘、あまり厳しくないですよ、これ。だから、そんなように思いますけど。

前島委員長　だから、その御意見なども踏まえて、いただいたあれを添付しながら、次のところでまた叩いていただくようにしていきたいと思っておりますので、一応、委員長といたしましては、これを上げるということで御理解いただいて、なお、皆さんのとうとい御意見は全て添付をいたしまして、こういう意見、こういう意見、こういう意見がありましたということでお諮りをさせていただき予定でございます。前文のほうは一応、この案で進めさせていただいて前へ進ませさせていただきたいと思っております。

(第2章に対する意見)

早川委員　不測の事態とか、この3番に入れていただいたのは、おそらく、これ推測ですけど、一つの事象として、それだけじゃないけども、流会の、そういうふうな意味合いでしょうか。そうすると、ここに入れられないにしても、100条委員会

でも、そこは原因の追及で、100条委員会では、流会の防止は議会基本条例でやっていこうと。で、議長の所信とか、今までの経緯の中でも、この条文に、流会しない仕組みを入れるとっているんで、この文言はこれかもしれないけれど、前も言ったんですけど、ここに、付帯事項か、やはり、議長の役割としても、要綱か申し合わせでやるということを決めないと、こういう3番のこのことでも、流会は起きてしまうと思うんです。ですから、言葉はこれでいいかもしれないけれど、前から皆さんが同一で言っているように、また議長も言って、県民が言っているように、流会が起こらないための仕組みは、きちんとほかの文言のところで入れるというふうにごことして決めないと、前もあやふや、次もあやふや、どっかで入れるというふうになると、結局入れないということになるんで、それを確認ですけど、入れたほうがいいと思います。

杉山委員 今の早川委員の意見なんですが、基本的にこの基本条例というのは、それぞれ関わる条例規則の上位に来るわけですよ。これを尊重しなければならないということになるわけで、当然にこの基本条例が制定した暁にはですね、例えば今言った、流会だとか不測の事態ということは、この基本条例に則して、不備なところがあれば、その議会会議規則だとかですね、委員会条例を当然見直していかなければならないことになるわけです。この基本条例が制定されれば、基本的にはこの条例は、基本的な、そういう上位に来る条例が基本なんで、基本的にその条例が定まれば、それにこう関わるような規則・条例が、変更を当然していかなきゃならないことになるわけで、あまりこの基本条例のところまでいってしまつと、当然そういうことも含まれているわけで、それは後の話でいいと思いますけど。

早川委員 ですから同じことを言っていて、後の話でいいんだけど、そこで、後に、えー、なんだ、どこかでやるんじゃないかということじゃなくて、「それはだから議員でやる。議会としてやる。」の声あり)きちんと仕組みをつくらなきゃいけないってことを今まで議論してきたわけだから、仕組みはつくっていいという。ここで、少なくとも、この議会改革のことで、そういう思いだよってというのは、認識はしておくべきじゃないかなと思います。それをしていかないと、仕組みがどこかでつくられないんじゃないかなと思います。

前島委員長 確かに、過去例の中で、我々が課題の問題だと思いますけど、ただ条文の中に今杉山委員からもいわれたように、条文であらわすという、これ議会運営委員会がごさいますので、議会運営委員会もこれに疎通ですね、こういう事案について、課題を担っていると思います。だからおそらく私は、条例案ではこういううたい方をさせていただいて、議会運営委員会等の規則にその点を、やっぱり工夫していく必要があると思っておりますので、そんなかたちで御理解・・・

上田副委員長 そのとおりでいいと思うんです。文章はこれでいいんですけど、ただ、この条例を例えば、2月議会なりどこかで決めるときには、一緒に、流会が起こらないような具体的な仕組みの規則も一緒に決めなければ、これが意味をなさないんじゃないか、こういう意見で、多分同じだと思いますけども、これはこれで決めたら、これといっしょに、細かい規則ですから、それを2月議会に一緒に出して、両方認めてもらえるような格好の、ここの提案にしたほうが、提案にして、実効性のあるものにしたほうがいいと思いますけれども。よろしくお願いします。

前島委員長 ありがとうございます。それでは、このことについては、また皆さんの意見を一緒に、御意見を上に添付させていただきながら、御審議をあれして行きたい

と思います。それでは、このことについては、4 条、とくに 4 条でございますけど、2 章の。よろしゅうございますか。それで前へ進めさせていただいて、提案をさせていただく・・・

小越委員 第 3 条のことで確認ですけど、前回私も言いました、前から言っています、知事等の勸奨及び評価を 4 番から 2 番に上げたというふうに、二重棒線で確認しておいてもらいたいですけど。2 番目に上がりましたよね、勸奨及び評価が。それも入れておいてください。これでいくと忘れてしまうので。

事務局 済みません、線の引き忘れです。

山田委員 済みません、この 8 条まで含まれていいんですか。質問には。えーと、8 条の中で、この委員会のですね、同日開催じゃなくて、時間をずらしての開催で、県議会議員がほかの委員会を傍聴できるというような仕組みというのは、この別の条例で定めるところ、というところに含まれるということでしょうか。

前島委員長 これは、議会運営委員会の課題であると思います。これは、同時開催にするか、今やっているのは同時開催ですけれども、この辺のやれる、今、山田委員が御質問されている、御意見されている点は、これは、議会を運営するに当たって、議会運営委員会等が創意工夫を図るべき宿題だと思っておりますので、それはまた、議会運営委員会、各党派代表が出ているわけでございますので、そういう開催の時間調整などはやるべきだというようなことで、議運の課題として、御発言をこれからやっていただくことがいいと思います。で、一応ここでは精神を軸にうたっていますので、その方向性を示しているわけでございますので、その点は具体的な問題については、議運の課題だと思います。よろしくお願いします。

上田副委員長 先程言ったとおり、一緒に、この基本条例は 2 月なりなんなりで決めるときに、一緒に細則のところまで踏み込んで、一緒に決めてもらうというお願いをしたつもりなんですけども、ほかの委員の先生がどう考えるか、ちょっと聞いてもらってもよろしいですか。

この 4 条のことに戻りますけど、議長の責務と副議長のって、これはこのとおりで、文書はこれでいいと思うんですけど、ただ今度はそうした事態を起こしたときは、具体的にどうするっていう細則までを、これと一緒に、下にくっつけてでも、どこへくっつけるかわかりませんけれど、一緒に決めて、この仕組みをきちり動かすようなことにすべきだと思うんですけど、その御意見をお聞きしたいということです。

前島委員長 今そういう御意見がありました、どうですか。

渡辺委員 非常にいい意見だと思います。で、問題は細則を、みんなあるわけですから、それを改定しなければならないという手続きもあったり、この条例を出すまでに間に合うかどうかという、時間的なことが一緒にネックになると思うので、全協にかけて、基本条例の委員会ではこういう意見がありましたと、ぜひ検討してもらいたいと、こういうところで一回図るということでどうでしょうか。

前島委員長 それでは、皆さんの御意見、上田さんの御意見、それから、小越さんの番号上げの問題も含めまして、それもまた、進めさせていただきたい。

(第 6 章に対する意見)

山田委員 先ほど委員長のおっしゃった定期的にというのは、あくまでも、2 年に 1 度というのは、あくまでも委員長のお考えであって、違う人であれば、定期は 4 年に一度だよ、8 年に一度が定期だよという話になってしまいます。ですから、誰がどういう立場になろうが、ここは 2 年に一度、また、毎年というような、形の中でちゃんと数字を入れたほうが私はいいいんじゃないかと思えますけど。いかがでしょうか。

小越委員 私も、定期的に継続的にということで、毎年というふうに入れたほうが良いと思います。毎年毎年みんながやるというようにしないと、誰がこれ、議会はという、は、が主語なんですけども、皆さんが毎回毎回やるんだということを確認しておかないと、いつやるのかがわからなくなってしまうので、私は毎年と入れたほうが、毎年とか年に 1 回というふうに、半年でもいいんですけど、継続的に一年に一回ずつ定期的にやるというふうに入れたほうが良いと思います。

杉山委員 私はこの条文を見ると、議会改革及び議会制度等の推進を図るためというふうなことになっているわけですね。そのために検討組織を設置するものとし、ということなんで、ここを定期的に、というところを、何年に一回とか固定的にやるよりは、必要があれば当然半年に一回になるかもしれませんが、一年に一回になるかもしれない、その辺は、定期的にという表現でいいというふうに思います。基本的に大事なところは議会改革及び議会制度等の推進を図るため、というところで、その設置をする意味合いを担保しているわけです。基本的には定期的という表現がいいというふうに思います。

早川議員 趣旨は、議会改革とか、議会制度の推進を図るということだと思えますけど、これも今までの、前回の議会改革検討委員会も、早めに定期的にやっていたというなかで、なんか、できなくなっちゃったんですね。ですから、私は、別に、毎年って入れて、中身については先ほどと同じようですけど、要綱か細則で、時期、方法、計画、例えばほかの条例もそうなので、中身についてはきちんと要綱とか総則で細かいことはやると。ただ、言葉としては、毎年と入れないと、毎年やって変化がなければいいわけですから、それくらいでいいのでは。定期的だと、これ、前と今までと全く同じで、今までもこれ、やってきたことですよ。やってきたというか、こういうふうな思いがあるので、そう思います。

前島委員長 前は、必要に応じ、ということでした。皆さんの強い、熱い御意見があって、私も定期的ということで、1 回の私の提案は、必要に応じってという提案をしたんですけども、定期的という、非常に義務感をうたっているわけですね。その点の一つ御理解・評価をしていただきたいということと、それから、しょっちゅう常設につくるということは、地方自治法に抵触してできないということでございますので、また、検討・検証する組織を、議会が常設で常任的に特別委員会を設置するということとはなじまない。これはなぜかということ、内向きの我々のことを特別委員会やそういう常設にするということは、内向きのことでやるってことは許されないことなんです。我々が特別委員会を設置するということは、県民福祉の向上のための、例えば、よその県でいうと、離島対策特別委員会だとか、あるいは人口対策特別委員会だとかという、県民向けの特別委員会は条例で定めることができますが、内向きの検討会を常設的には考えていくということとはとても不可能なことだというふうなことを申し上げた経過があります。定期的というのは、これは定期的に議長さんがこういうことを提案をしていかなくちゃならないよう

に、この検討委員会というのを、一定の目的で、2 会期の間に設置してやってくださいと、こういうことを義務づけていくということ、で、定期的というのは相当重みのあるものだと思います。よろしくお願いします。

上田副委員長 内向きというあれですけど、まさにこれは内向きっていうよりも、県民にいろんなことを、我々は検証していますよということで見せながらやっていくということが、この意味だと思っていまして、それから先ほど山田委員も言ったように、定期的も、人によって解釈が違ったりするんで、ここはやっぱりきちんと縛りをかけて、毎年やるというふうには書かないと、それが怠って、いつやるかわからなくなっちゃうってことがあるんで、毎年みたいな形で書いたほうがいいんじゃないか、それで縛っておいて、きっちり検証していく。それで、今までの必要に応じてというのは、必要に応じてからどうかというのは、我々が決めることではなくて、今の時代が色々動いているときには、県民の皆さんの意見を聞いたりして、これで我々は大丈夫だなんてことであれば、大丈夫でいいわけですよ。大丈夫かどうかをチェックするためにも、定期的はやっぱり縛りをかけて、毎年が私はいいんだろうと思いますけど、もう、そういうふうには縛ったほうが、きっちり機能するんじゃないかと思います。

前島委員長 それでは皆さんの意見、共通しているものがありますので、定期的に、それを年一回とか、年 2 回の意見を添付して、上のほうに上げて行きたいと、こんなことで合意をいただきたいと思っています。年 1 回、年 2 回、2 年に 1 回の開催の意見があったということ添付したいと思います。よろしゅうございますか。それではそんなことで。それで、29 条と 30 条をまとめさせていただくことでよろしゅうございますか。それでは、ありがとうございます。

7 章のところ、今度は 30 条のところ、順に上がってまいりますので、この条例の順序はそんなふうには繰り上げになりますので、御承知いただきたいと思ます。

それから、これから御意見をいただいて、まとめのほうに入らせていただきたいと思っていますが、そのほか、全体的に何か御意見があったらお願いしたいと思ます。

小越委員 前回の時にいろんな意見が出されたんですけど、変わっているところが数カ所しかなくて、全協なり、それから意見聴取のところには、私たちの委員会での意見、私も言いましたし、いろんな、皆さんの御意見は、どうやって反映されるんですか。これだけじゃなくて、今回波線を引いたところで、私も前回言ったところが何も変わってないし、反映もされてないので、そういう意見を一覧表にして配っていただくとかじゃないと、これが私は納得しないところがいっぱいあるので、いろんな意見があったっていうんですけど、こういう意見があって、一覧表を添付して、全協に配るなり、それから県民の皆さんに出していただかないと、これに全部が皆さん賛成したわけじゃないし、まだ議論する余地があると私は思っていますので、今回これしか変わってないんですけど、前の討議の経過も含めて、こういう意見があって、全部一覧表にして、全協に出していただきたい。そこを確認したいんですけど。そこをさせていただかないと、ちょっとこれからの経過が、皆さんにわからなくなってしまうので、こういう意見があった、こういう意見があったという、名前を出すかはあれですけど、こういう意見があって、ここはこうふうにしたっていう、そういうのを全部添付していただかないと、ちょっと納得いかないんですけど。

前島委員長 小越さんの御意見はよく、前回も答えつつもりでございますけども、皆さんの

とうとい御意見を添付して、そして上に上げて、こういう意見がありました、こういう意見があったと、こういう指摘があったと、こういう回数にすべきだという御意見があったというようなことも含めて、皆さんの御発言を、丁寧に、忠実に意見を添付して、改革協、全体協に諮っていきたくいと、そんなことで信頼をいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。小越委員、そういうふうにしていきますので。

ありがとうございます。それでは、ほかになければ、次の議題のほうに入らせていただきます。

(意見聴取会について)

山田委員 今委員長のおっしゃったアンケートの用紙のひな形なんですけど、次回というのが、これで見ると、意見公聴会が終わってからなんです。アンケート用紙のひな形みたいなもののある程度の、というのは、いつ・・・

前島委員長 これは、議会改革検討協議会、それから全員協議会のところで一緒に配らせていただこうと思っておりますが、それではよろしゅうございますか。そのときに、アンケートのパターンを配って、それだけは全体協で確認してもらってやり方で御了承いただければ、それだけで会議を開くっていうのもあれですから、どうでしょうか。よろしゅうございますか。

小越委員 この参加申込書に、わざとかもしれませんが、年齢と性別がないんですけど、それは何か意図するものがあったのか。それから、大会議室ってこの上ですよ、大会議室。何人くらいまで傍聴ができるのか、先着順ということになりますと、何時から開場開演っていうんですか、その時間は1時半からですけど、1時からなのか、そこはちょっと御説明ください。

前島委員長 それについては、今日まだ具体的に提案・・・、会場の設営をして、仮設設営を試みまして、できるだけ傍聴のほうを受け入れられるようにしたいと思っております。その辺はまたちょっと御一任をさせていただいて、それでまた、時間等についても親切丁寧に配慮するようなことで、委員長に御一任をいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

事務局 すみません。年齢と性別を落としてしまいました。それ、入れさせていただきますので、御了承いただければと思います。

山田委員 もう1点確認させてください。この抽選、一般公募枠で、検討委員会の推薦枠でいらっしゃる20名の方には、事前にこの資料とかを配付すると書いてあるんですけども、傍聴に来る方への資料の配付というのは当然・・・。

前島委員長 それは当日、当日やります。発言者の方々については、今申し上げましたように、できるだけ早く熟読していただけるようにということで、素案を先に送りますから、あるいは持ちに来ていただくというやり方を取るか、その辺はちょっとまだ固まっていますが、いずれにしても、早めにお渡しできるように。で、傍聴者の方々については、当日ということで御了承を。

小越委員 今日これをどうやって県民の皆さんにお知らせするんですか。マスコミは書いてくれると思うんですけど、どうやってお知らせするのか。それから、確かに傍

聴に来た方と、公募する方はあるんですけど、議会基本条例の、こういう意見があったという資料を見て応募するという方もいるので、ホームページにできるのか、どうやってお知らせするんでしょうか。マスコミにお願いするのか、もうちょっと議長なり委員長が記者会見するとか、もっといろんな手立てで入れるのか、それから、今までの経過のところを、公募したいという方にも、中身がわかる資料をホームページでどんどん入れていくのか、それがないと、ちょっと意見がかみ合わなくなったら、言いたい、手を上げたい人がわからなくなってしまうので、資料を早く県民に出したほうがいいと思うんですけど。それはいつどうやってやるんでしょう。手立てとやり方。

事務局

周知の方法につきましては、先ほども申し上げましたが、総合球技場と同じ方式でございます。ホームページのほうで周知をさせていただきます。そちらで募集もかけているということですので、同じ方法をとらせていただきます。それと、資料等でございますけど、公募する際には、最低限のものという形で、議会基本条例とはなんぞや的なものを、そういったものについては、ホームページのほうに掲載させていただこうかと思っています。それ以上のものにつきましては、参加者が決定した段階でお配りをさせていただこうかと思っています。

前島委員長

今、小越委員のおっしゃった、県民の意見を聞く会の手続きの中で、こういう意見があった、こういう意見があったってことは出しません。それは、私ども検討委員会で合意された内容をお送りすると。で、議会改革検討協議会、全員協議会には、その添付書類として、皆さんの御意見をできるだけまとめさせていただいて提案します。県民の皆さんには、こういう意見があった、こういう意見があったということはしません。現在までの検討委員会での条文の内容についてお送りさせていただいて検討していただくということで。個々の意見は、こういう意見があったということは添付することはしません。よろしくをお願いします。

小越委員

議会改革検討協議会が 19 日にあるのであれば、そのときに多分、いろんな意見もあったと出るので、それをそのままホームページで出してしまえば、そこで見ていただいて、そういうこともできるじゃないですか。事前に、ありったけの情報を出したほうが、県民に開かれた議会ですので、ありったけの情報を、ホームページではちょっと不十分かもしれませんが、モアベターで、せめてホームページに、今ここまでの到達点で、こういう議論があったと、折角、一覧表を、たぶんつくると思うので、ホームページをどんどん更新して、出していただいたほうが良いと思います。

前島委員長

御意見がそれぞれあったということについては、この前もお話ししましたように、全体協、改革協開催の 19 日にすべて解禁をする予定でございますので、全部その点を。皆さんから御意見が出るとは思いますが、それはまた、県民の御意見も聞いた上で、来週の検討委員会で精力的にまたそれを参考にさせていただきながら仕上げていくと、そういう方向になると思います。御理解いただきたいと思います。

早川委員

確認ですが、もちろんこれ、ホームページに告知をするんですけど、なかなかホームページを県民が見に行くことがないので、委員の人たちが、もちろん、公募についても、推薦枠についても、積極的に募集していいわけですよ。たとえば、具体的にいえば、ある人は SNS でやるとか、ある人は口頭でやるとか、文章で、それはホームページだけ、いいんですよ、もちろん。当たり前ですけど。いいんですよ。

前島委員長 それは、議員さん方の、個々のことについては、検討委員会としての案ではありませんが、それはみなさんができるだけ、お話しをしていただくていうのは自由でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

上田副委員長 事務局のほうにちょっとお聞きしたいんですが、ホームページのほかには、お知らせする手段はないんですか。ホームページ以外にも、何かの、新聞へ、議会としてこういうものをしっかり出して、こういうものがありますとお知らせするようなことはできないかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。可能であれば、そういうふうにして、こういうことをやっていますということを、よく、我々も努力しています、ということも言うべきだし、その結果としてこういうこともやりますということを、広く周知できる方法で、できるだけやるべきだと思うんですが、可能ならやったほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

事務局 新聞広告等ということになりますと、非常にお金もかかることですので、ちょっとできませんし、ちょっとこの時期からの期間では、新聞等に出す広報の部分にもできない、ということでございます。一つ考えられるとするなら、閉会日に、閉会日の翌日にはなりますが、多分報道されるであろう、議長の記者会見がございますので、その際に言う機会があるかと思ひます。ただ、それがどのくらいマスコミに取り上げられるかということにはございますが、直接、何かチラシを配ってとか、そういう予定はございません。何度も繰り返すようになりますけど、総合球技場の時と同じ手法でやっていきます。あのときも同じやり方だということに確認しておりますので、

上田副委員長 その方法だと狭い。なんでそういうことをするのか。

前島委員長 今日マスコミの方々がお見えになっているので、委員長といたしましては、明日から、この、県民の皆さんへのお願ひの公開開始になりますので、現在おいてになっているマスコミの方々、マスコミ関係に、今日のこの県民の意見を聴取する会について御協力いただけるように、改めてマスコミの方々に願ひをおきたいと思ひています。

山田委員 一点だけ。今回のこの基本条例の中で、この議長の役割という中で、議会の活動の状況を県政の課題に対する議会の方向性について、広く県民に明らかにする役割を担うものとする、というこの条文があるのですから、閉会日とは言わずに、会見を開いていただいて、テレビ等で、ぜひとも広く周知していただきたいと思ひます。

小越委員 マスコミに願ひするのであれば、せめてこれまでの資料をマスコミさんにお渡ししないと書きようがないと思うので、少なくとも今日、それから前回、これまでの資料を、マスコミの、報道のほうに渡していただきたいと思ひます。そうしないと、やりますよといわれても、何のことも、報道のしようがないと思うので、資料提供をぜひしていただきたいと思ひます。

前島委員長 御意見ありましたら願ひします。みなさんの御意見。

渡辺委員 ここで決まったことですが、決まったというか、素案ができたわけですが、改革協は今日もう話ができるし、全協を開くのはちょっと難しいかと思ひ

ますので、このへんは委員長のほうで議長と相談していただいて、ということではいかがですかね。資料の件に関しては。

前島委員長 皆さんの御意見をいただきたいと思っています。いかがですか。
皆さんの御意見で決めたいと思います。どうぞ。
現時点でということで、皆さんの御意見いかがですか。
原案は、全体協のところですべて、マスコミ関係を含めて、_____させていた
だくということですけど。今日お願いをする配付の内容については、県民の声を
聞く、その意識を_____でございましたけど、

杉山委員 今問題になっているのは、マスコミにこういうことをアピールしてもらうのに、
資料が必要なんじゃないかってことなんですけど、それは渡辺英機委員が言った
ように、委員長と議長さんのほうで話をさせていただいて決めていただければいい
んじゃないかという意見なんで、その方向で集約すればどうでしょうか。

前島委員長 それでは、委員長と議長で、今日私もこの結果をこの後、議長のほうに御報告
する手続きになっておりますので、その上で議長の御了承をいただければ、今日
にもそんな取り組みさせていただこうと思いますが、それで御一任していただい
ていいでしょうか。よろしゅうございますか。

早川委員 それはそれで、ただそういう意見があったというのはまたぜひいただく。それ
と、もう一個整理をすると、今までの経緯を議員に、全協で提供すると。だけど、
県民の人たちには難しいから提供はしない、ってことですか。要するに、議員に
は提供して、今までの意見を、委員会としてある程度の合意形成はできているん
だけど、違う意見があるわけですよ、今、まとまってない意見があるところな
んで、その部分については、全協には行くけれども、県民には合意形成って、そ
ういう意味ですか。

前島委員長 それは出せないですね。

上田副委員長 委員長と議長さんで相談してということで、それはそれでいいかもしれない、
ただ、20日が締め切りなので、できるだけ早くそれを出してあげないと、意見
を言いよう・・・期間がないってことですから、そこをよく念頭におかないと、
それが随分先に行ったのであれば、全くそれが周知できないってことになるので、
そこはやはり日を取らないと、この真意がよくわからなというか、「そのとおり」
の声あり)だからできるだけ早く協議していただいて、できるだけ早く開示する
ものを開示してしまう、ということが非常に重要だと思いますけど。よろしくお
願いします。

前島委員長 それでは、再度、委員長整理させていただきます。県民の皆さんの意見を聴取
する会については、個々の御意見というのは添付しません。そして、改革協に、
この委員会で決めた、今日合意をいただいた素案をお渡しして、検討していただ
いて、御意見をいただくということに。

それから、マスコミ等の対応については、今日、議長に報告する手続きをして
ありますので、議長に報告をし、議長にも同意をいただけたら、今日にもマスコ
ミの皆さんに一式公開をさせていただく、という手続きで進めさせていただき
たいと思っています。そんなことで、19日というのを前倒しできるかどうかとい
う点は、議長さんともちょっと打合せする必要があると思いますので、その上で
やらせていただきます。それでよろしゅうございますか。

はい。それでは、御意見がおおむね、皆さん方、御意見が御了承の方向に向かっておりますので、県民との意見聴取会の開催方法と今後の日程について、委員長案どおり変更したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

前島委員長 御異議なしと認めます。よって、県民との意見聴取会の開催方法と今後の日程について、委員長案のとおり変更することと決定されました。

そして、次回の開催につきましては、日程どおり、御了承いただきましたので、来る 1 月 10 日の火曜日に意見聴取会を開催して、県民の皆さんから基本条例についての御意見をお聞きしたいと思っております。詳細につきましては追って通知いたします。皆さんには出席を、よろしくお揃いをお願いしたいと思っております。

これからこの結果を議長に報告しまして、その取り扱いについても委員長に御一任をいただきたいと思っております。

本日はこれをもって、第 9 回の山梨県議会基本条例案検討委員会を閉会したいと思います。

以 上

山梨県議会基本条例案検討委員会委員長 前島 茂松